

労務 ROAD

■労働関係法令の改正情報について

今年も早いものであと数日を残すところとなりました。来る令和4年にも多くの労務に関する法律の改正が行われます。そこで令和3年に行われた法改正の概要と、令和4年に行われる法改正の概要をピックアップしてお伝えします。

令和3年に施行されたもの

施行日・項目名	内容
1月1日 育児・介護休業法が改正	育児・介護休業法施行規則等が改正され、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。
4月1日 パートタイム・有期雇用労働法の適用（中小企業について）	正社員と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者）との間の不合理な待遇差を禁止し、同一労働同一賃金への対応が求められることとなりました。 （※大企業については令和2年4月から施行済み）
4月1日 高齢者雇用安定法が改正	70歳までの就業確保措置（定年引き上げ、70歳までの継続雇用制度の導入、定年廃止等）を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されました。

令和4年に施行が予定されているもの

施行日・項目名	内容
4月1日 女性活躍推進法が改正	一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。
4月1日 労働施策総合推進法が改正	中小企業事業主に対し、パワーハラスメントの防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されます。（令和4年3月31日までは努力義務）
4月1日 育児・介護休業法が改正	現行の育休制度とは別に、男性が出産直後の時期に柔軟に取得することができる育休制度が新設されます。加えて、雇用環境の整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を講じることが事業主の義務となります。

【厚生労働省より】

■編集後記（労務 ROAD 編集担当より）

今年の労務 ROAD も最後になりました。来年も、より良い内容の労務 ROAD を配信できるよう、日々精進してまいりますので、何卒よろしくごお願い申し上げます。

*****年末年始休業のお知らせ*****
誠に勝手ながら12月29日（水）から1月4日（火）まで休業とさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。



VOL.780
(2112-4)



〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SUQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

平素より大変お世話になっております。令和4年より中国版ツイッターと呼ばれるSNSの「Weibo」に配信開始を決定致しました！

外国人として視点から、日本の労務関係の知識や社労士の日常業務、仕事の中に感じた事など、中国語で配信させていただきます。

気になられる方は

ぜひフォロー

してみてください。

ください。

(姚)



12月 労務スケジュール

- ・年末調整
- ・賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）